

○一関工業高等専門学校学生懲戒委員会規則

(令和6年3月14日制定)

(設置)

第1条 一関工業高等専門学校運営組織規則(平成17年7月14日全部改正)第29条第2号の規定に基づき、一関工業高等専門学校学生懲戒委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、教務委員会、学生委員会又は寮務委員会が審議した、校内外での学生による事故及び問題行為の内、退学・停学・訓告に該当する懲戒について、その審議の結果が妥当か検証のうえ、決定することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 教務主事
- 三 学生主事
- 四 寮務主事
- 五 事務部長
- 六 学生課長
- 七 その他、校長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、学生主事をもって充てる。

- 2 副委員長は、委員長を助け委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めた場合は委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(議事)

第7条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第8条 第3条第七号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和6年3月14日規則第18号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。